

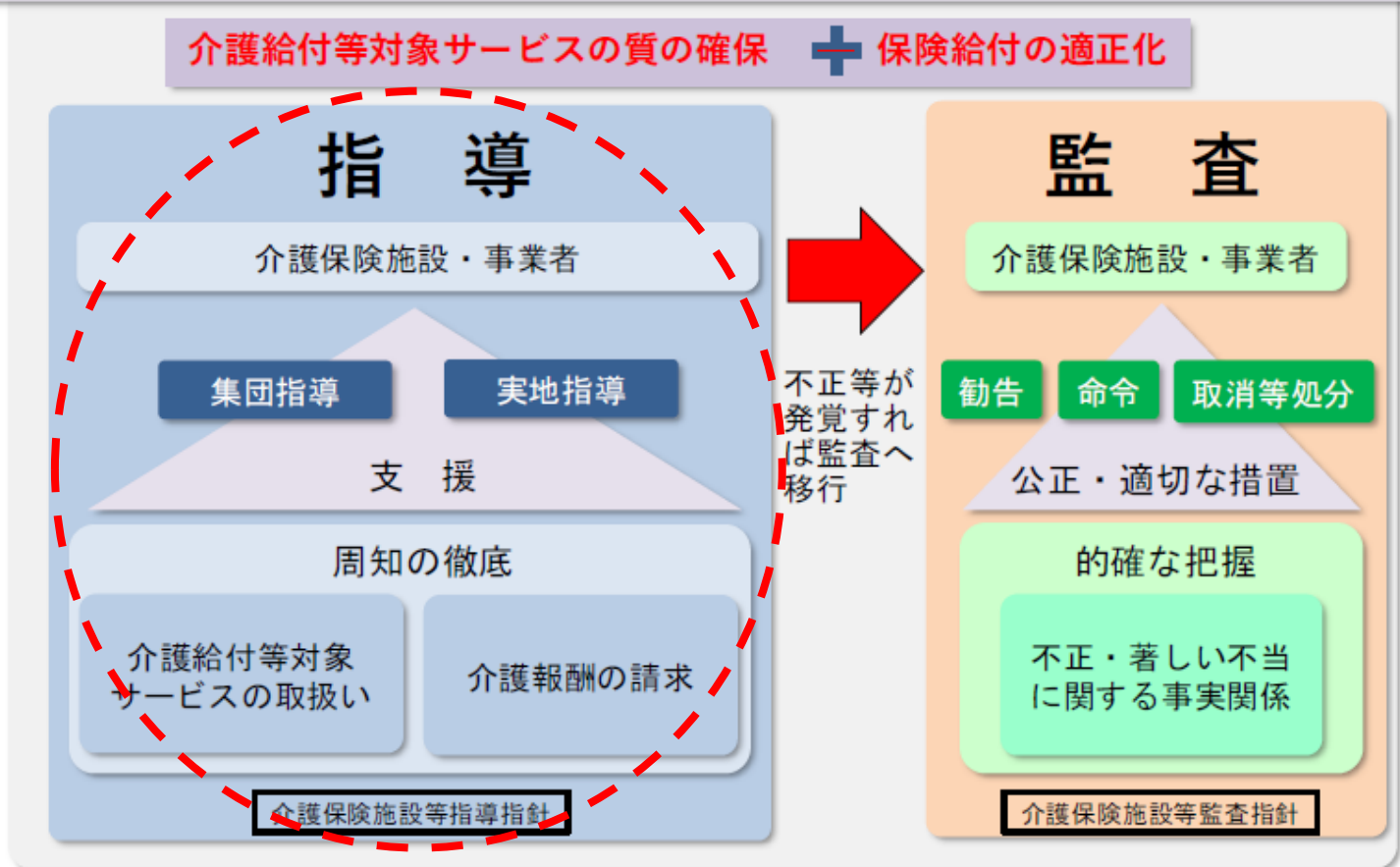
# 1 運営上の留意事項

## ① 介護保険事業者に対する指導監督について

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化



# 1 運営上の留意事項

## ② 実地指導で見受けられた事例（居宅介護支援）

### ◆ 実地指導で特に多く見受けられた事例

- アセスメントにあたり、事業所の運営規程で定めている様式が使用されていなかった。（市規則第19条、解釈通知3(11)②、国通知）
  - 運営規程に定めるべき事項として、指定居宅介護支援の提供方法及び内容について、課題分析の手順等を記載する必要がある。運営規程に定めている様式と実際にアセスメントに使用している様式は一致させておくこと。（独自様式を用いてアセスメントを行う場合、国通知「介護サービス事業所の様式及び課題分析の標準項目の提示について」を参考に運用すること。）
- 従業者の秘密保持の誓約が確認できなかった。（市規則第24条第1項及び第2項、解釈通知3(15)①及び②）
  - 特に、管理者と介護支援専門員を兼務している者について、見受けられることが多かった。当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- 運営規程中、介護支援専門員の人数の記載内容に誤りがあった。（市規則第19条）
  - 介護支援専門員の数が変更した場合は、実態に合わせた内容に修正すること。または、「介護支援専門員〇人以上」というような表記をすることも可能。



# 1 運営上の留意事項

## ② 実地指導で見受けられた事例(居宅介護支援)

区分	内容
運営に関する基準	指定居宅介護支援の提供に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書による交付がなされていなかった。利用者に文書による交付を行うとともに、口頭での説明を十分に行い、それを理解したことについて署名を得ること。(市規則第5条第2項、解釈通知3(1))
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めている利用者が見受けられた。今後位置付ける居宅サービス計画について、計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。(市規則第14条第12号、解釈通知3(7)⑫)
	モニタリング実施の記録はあるものの、内容が不十分であった。利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載すること。(市規則第14条第13号及び第15号、解釈通知3(7)⑬及び⑭)
	居宅サービス計画の作成にあたり使用しているアセスメントシートについて、事業所の運営規程で様式を定めているものの、その一部を使用していなかった。当該様式に則り、記載し活用すること。(市規則第19条、解釈通知3(11)②)
	利用者及びその家族の個人情報を用いる際の同意を得ていなかった。あらかじめ文書による同意を利用者及びその家族から得ること。(市規則第24条第3項、解釈通知3(15)③)
	同一法人で実施している他事業と会計が区分されていなかった。事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。(市規則第29条)
	サービス担当者会議の要点等が記録されていなかった。今後、記録するとともに5年間保存すること。(市規則第30条第2項第2号)
報酬	退院・退所加算の算定にあたり、担当している利用者にかかる情報共有のため、病院関係者とカンファレンスを実施しているものの、特定の職種の職員の参加が確認できなかった。以後、加算の算定にあたっては診療報酬の「退院時共同指導料2」に規定されている特定の職種の職員の参加を確認のうえ行うこと。(報酬告示別表ホ、解釈通知第3の13)
	事業所集中減算について、判定様式(「特定事業所集中減算判定票」、「特定事業所集中減算集計票」、「特定事業所集中減算内訳」)の作成を行っていなかった。平成31年1月以降の判定様式を作成し、5年間保存すること。また、計算の結果、所定の基準を超えている場合は報告するとともに過誤申立の手続きを行うこと。(厚生労働省告示第20号注6、厚生労働省告示第95号83、老企第36号第3の10)



# 1 運営上の留意事項

## ③退院・退所加算の要件について

### ▶ 退院時共同指導料 2 の注3

入院中の医療機関の医師又は  
保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）



以下のうち3者以上 ※地域連携室のSW等は含まれません

- ① 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- ② 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ③ 保険薬局の保険薬剤師
- ④ 訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）
- ⑤ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ⑥ 介護支援専門員
- ⑦ 相談支援専門員

※1つの区分の中で2者以上参加した場合は1者とカウントする

計4名以上の参加が必要



# 1 運営上の留意事項

## ④行政処分実例

### 事例①

サービスの種類: 居宅介護支援

所在地: 静岡県

処分内容: 指定の一部の効力を停止(居宅介護サービス計画費の5割を上限に請求)3か月

処分年月: 令和2年2月

処分理由: モニタリングの結果の記録を作成しておらず、業務が適切に行われていない状態が継続していたにもかかわらず、運営基準減算として所定単位数を減算することなく満額の居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。

### 事例②

サービスの種類: 居宅介護支援

所在地: 大阪府

処分内容: 指定の一部効力の停止(新規利用者受入の停止)3か月

処分年月: 令和2年1月

処分理由: 訪問介護において、勤務実態のない者がサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成することが不正請求にあたりと知りながら、当該計画を適切に変更する対応をせず給付管理を行い、居宅介護サービス計画費を不正に請求した。



# 1 運営上の留意事項

## ④行政処分実例

### 事例③

サービスの種類: 居宅介護支援

所在地: 福岡県

処分内容: 指定取消処分

処分年月: 令和2年3月

処分理由: ケアマネジメントに必要な記録を作成していない場合、介護給付費等を減算して請求しなければならず、また特定事業所加算を算定することができないが、これらのことを認識しながら減算を行わず、加算金も算定して請求、受領した。



# 1 運営上の留意事項

## ⑤加古川市例規集について

---

### 【概要】

国の基準だけでなく、市の条例、規則の順守をお願いします。  
加古川市の例規については、ホームページで確認できます。

### 【例】

- ・加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ・加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則



# 1 運営上の留意事項

## ⑤加古川市例規集について

### 【確認方法①】

加古川市  
KAKOGAWA CITY

新型コロナウイルス 緊急  
感染症関連について、[わしくは下記リンクから](#)

暮らし 子育て・教育 福祉・医療 事業者の方へ 市政情報

新型コロナウイルス感染症関連 感染予防 市民の皆さまへ 事業者の皆さまへ 市長メッセージ 感染症の予防等

暮らしのお役立ちガイド Useful Guide

かこバス運行時刻表 各種申請書 葬儀・休日の対応 地図マップ (かこナビ) **オンラインサービス**

**オンラインサービス**

更新日：2020年12月01日

[市公式アプリ「かこがわアプリ」の配信について](#)  
スマホ向け市公式アプリ。子育てに関するイベント情報や災害に関する情報などを発信

[手続きナビ](#)  
転入や転居・妊娠・出産などのシチュエーションから項目を選択して必要な手続きや情報を検索

[地図情報案内「かこナビ」](#)  
官公庁や小中学校などの施設をはじめ、不審者情報、都市計画図、ハザードマップ等を掲載

[加古川市のSNS](#)  
FacebookやTwitterなど市公式SNSを案内

[図書館・蔵書検索](#)  
市内図書館にある蔵書を検索することができます

**加古川市例規集**  
市条例や規期等をご覧いただけます

[住民税申告書作成システム](#)  
給与や公的年金等の源泉徴収票などから個人市民税・県民税額を試算することができます

[支払内容電子通知システム](#)  
加古川市からの口座振替による支払いについて、支払日や金額の内訳などをお知らせ

[加古川市デジタル本棚](#)  
市が発行する計画や広報紙、ガイドブックなどの冊子をパソコンやスマートフォン、タブレットなどに対応したデジタルブック及びデジタル本棚で公開

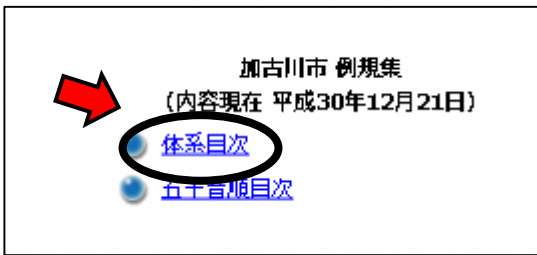




# 1 運営上の留意事項

## ⑤加古川市例規集について

### 【確認方法②】



加古川市例規集  
内容現在 平成30年12月21日

体系 五十音

体系目次

- 第1類 総 則
- 第2類 議会・選挙・監査
- 第3類 行政通則
- 第4類 人 事
- 第5類 給 与
- 第6類 財 務
- 第7類 一 般
- 第8類 厚 生
  - 第2章 保健・衛生
  - 第3章 高齢者の福祉
  - 第4章 介護保険
  - 第5章 青少年・交通安全
  - 第6章 環境保全
  - 第9章 農 業
  - 第10類 建 設

例規名称

- 第8類 厚 生
  - 第4章 介護保険
    - 加古川市介護保険条例
    - 加古川市介護保険規則
    - 加古川市介護保険給付費準備基金条例
    - 加古川市介護認定審査会規則
    - 加古川市介護保険運営協議会規則
    - 加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
    - 加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
    - 加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
    - 加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
    - 加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
    - 加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則
    - 加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
    - 加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着



# 1 運営上の留意事項

## ⑥周知・連絡事項等

新型コロナウイルス感染症への対応を含め、国や県から通知がある場合、加古川市ホームページに随時掲載していますので、ご確認ください。

【加古川市ホームページ】

ホーム>事業者の方へ>介護・福祉>介護保険>その他事業所関連

### その他事業所関連（周知・連絡事項など）

[新型コロナウイルスへの対応について](#)

[国・県からの通知について](#)

[介護サービス提供時における事故発生時の報告について](#)

[介護人材育成支援助成金を支給します](#)

[地域密着型サービスの運営推進会議等を活用した評価及び外部評価の取扱いについて](#)

[ケアプラン点検事業](#)

[認知症介護研修のご案内](#)

[介護保険サービス事業者集団指導について](#)

[定員18人以下の通所介護の地域密着型通所介護への移行について](#)

